

ばんげい 教育ほつとにゅーす かわら版 増大号

こ みち
教育の小径2010年
5月号
No.19

今月の花/つつじ
花ことば/初恋・情熱・節制



今月の歳時記

八十八夜

立春から数えて八十八日目の日を言います。五月二日ごろです。このころになると、霜が降りることもなくなり、気候が安定します。農家の人は種まきの作業を始めます。お茶どころでは、茶摘みの最盛期を迎えます。文部省唱歌「茶つみ」には、「夏も近く八十八夜」の歌詞が登場します。



北 俊夫先生
国士館大学教授

今月のテーマ これからの学習評価と指導要録

■中央教育審議会教育課程部会から「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」が公表され、これからの学習評価に対する基本的な考え方や、小学校において平成23年度から使用される「児童指導要録」の内容が明らかになりました。

はじめに

これまでも学習指導要領が改訂されると、それに伴って子どもの学習評価の考え方が示され、児童（生徒）指導要録の様式や記入方法などが改められてきました。

中央教育審議会教育課程部会に設けられたワーキンググループでは、昨年6月から児童生徒の学習評価のあり方について審議してきました。審議の結果は、このほど「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（以下「報告」と表記）としてとりまとめ、公表されました。ここには、学習評価に関する基本的な考え方、学習評価の現状と課題を踏まえて、今後の方向性、観点別学習状況の評価のあり方、そして指導要録の改善などについて整理されています。

小学校の新学習指導要領は平成23年度から完全実施され、児童指導要録も新しくなります。今後、各学校では、これからの学習評価をどう考え実施するか。改訂される指導要録にどう記載し活用するかなどについて、研修を深める必要があります。また、新しくなる教科書に合った指導と評価の計

画や評価規準を作成するなど、必要な準備を進めなければなりません。

本稿では、「報告」の内容をもとに、これからの学習評価を実施するに当たって基本的に押さえておきたいことを確認し、観点別学習状況の評価の際の観点や、指導要録の主な変更点について解説します。併せて、今後各学校で取り組むべき課題についても考えます。

変わらない学習評価の考え方

新学習指導要領においては、子どもたちに「生きる力」をはぐくむという基本理念が引き継がれています。また育成する学力の中身についても基本的に大きな変更はありません。そのためこれからの学習評価においても、これまでの考え方が基本的に維持されています。

すなわち、これからも

- ・子どもの学習状況を分析的にとらえる「観点別学習状況の評価」と、総合的にとらえる「評定」の二つの方法で行われます。
- ・そこでは、教師の設定した目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を実施します。

ややもすると、学習評価の目的を「成績をつけるため」と狭くとらえられがちです。しかし、「報告」では、学習評価の意義を「児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有するもの」と改めて整理しています。このことは、学習指導要領に示された目標や内容をすべての子どもたちに実現させるという、学校教育の標準性と水準性を維持・確保するものです。学力保障の考え方に立っているものととらえることができます。こうした考えに立つと、集団のなかでの位置を示す評価（いわゆる相対評価）が馴染まないことは明らかです。

これまでも「指導に生きる評価」とか「指導と評価の一体化」などと言われてきました。このことは、評価がゴールではなく、評価の結果をその後の指導や学習にフィードバックさせ、目標のより確実な定着を図ることの大切さを意味しているものです。教師が子どもの学習状況を評価するという営みには、評価結果を自らの授業改善に生かし、どの子どもにも確かな学力をしっかりと身につけさせることにねらいがあります。このような学習評価の意義を日常的に実現することによって、

「教育水準の維持向上」を保障することができるようになります。

いま学校教育の様々な場面で、「P D C A サイクル」の確立が求められています。このことは学習評価においても例外ではありません。「報告」では、次のようなサイクルが示されています。

① Plan (計画の作成)

指導目標や内容、評価規準や評価方法などを明確にした指導計画や学習指導案を作成する。

② Do (授業の実施)

指導計画にもとづいて指導し、すべての子どもたちに目標や内容の実現を目指す。

③ Check (評価)

子ども一人一人の学習状況を評価するとともに、実施した指導計画や授業についても評価する。

④ Action (改善)

評価結果をもとに、指導計画や授業を改善し、その後の子ども一人一人の指導に生かす。

ここで特に重要な場面は上記の④です。子どもの学習状況を評価した結果を踏まえて、授業の見なおしと改善を行い、どの子どもにも目標や内容の確実な実現を図るように努めることが重要です。ここでは、指導計画の見なおしと再指導とともに、再度学習状況の確認や評価が一体的に行われます。

評価結果を指導にフィードバックさせるためには、授業の終末(学習の結果)だけでなく、授業の過程においても子どもの学習状況をつぶさに観察・理解し、その場で状況を適切に判断することが求められます。

このように見てくると、前述した学習評価の意義や目的を実現させるためには、何よりも教師が評価の力量を身につけることが必要になります。それは授業力そのものだと言えます。

評価の観点はどう見なおされたか

これからの学習状況の評価においても、観点別評価が維持されることは前述したとおりです。審議の過程では、改正された学校教育法や学習指導要領の総則との関連から、各教科の観点的あり方が抜本的に見なおされました。

学校教育法第30条第2項には、「基礎的な知識及び技能を習得させる

とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこと」が新たに規定されました。ここには、「基礎的な知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力などの能力」と「主体的に学習に取り組む態度」の三つが、学力を構成する基本要素として示されています。これらの規定と子どもの学習状況を評価する際の観点との整合性をどう図るかということが検討課題になりました。

これまでの評価の観点は、各教科の特質を踏まえ、学習指導要領に示された目標や内容から、基本的には「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現(又は技能)」、「知識・理解」の四つの観点から構成されていました。これからの評価の観点は、学力の要素との関連を図り、次のように再構成されました。

- ・基礎的な知識及び技能に関する観点として「知識・理解」と「技能」
 - ・知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力に関する観点として「思考・判断・表現」
 - ・主体的に学習に取り組む態度に関する観点として「関心・意欲・態度」
- ここでのもっとも大きな変更点は、これまで「技能」とセットになっていた「表現」が、「思考・判断」と一緒になっていることです。「表現」の意味する趣旨がこれまでとは変わったと受けとめることができます。これは、学校教育法の「思考力、判断力、表現力」の文言を受けたもので、「思考・判断」と同様に能力を表しています。単なる表現のための技能(スキル)を指しているのではないようです。

「思考・判断・表現」を「思考・判断し、表現する能力」と理解すると、関係がわかりやすくなります。本観点について「報告」には、「各教科の内容等に即して思考・判断したことを、記録、要約、説明、論述、討論といった言語活動等を通じて評価するものである」と説明されています。

算数科では、これまで技能的な意味あいでの「表現」が使用されてきた経緯があります。また「表現」という用語は、国語科、音楽科、図画工作科、体育科などの学習指導要領や授業におい

ても使われてきましたが、その趣旨はそれぞれの教科によって多少違っているようです。

次ページの表は、教科ごとに新しい観点と現行の観点を比較・整理したものです。これを見ると、社会科、算数科、理科、音楽科を除いた教科は現行どおりであることがわかります。

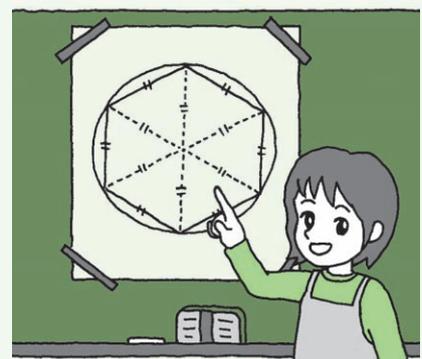
社会科は、これまで「観察・資料活用の技能・表現」の観点でしたが、「表現」が削除されて「観察・資料活用の技能」になりました。観察や資料活用のもつ技能的な色彩が強調されています。学習指導要領の学年目標には、観察や資料活用が能力に関する目標として位置づけられてきましたが、これからは「技能」として評価することになります。

理科においても、これまでの「観察・実験の技能・表現」が「観察・実験の技能」と改められました。

算数科では、これまで「数量や図形についての表現・処理」となっていますが、「表現・処理」が「技能」に改められています。ここには、従来の技能的な意味あいをもつ表現や処理といった活動が含まれ、これらが評価の対象になります。これは算数における表現活動の特質を踏まえたものです。

なお、これまで「技能・表現」で評価してきた内容は、これからも「技能」の観点的なかで行っていくことになります。表現については、技能的な面と能力的な面を分けて評価することになります。

国語科の観点は、従来どおりです。表現に関する能力は、「話す・聞く能力」と「書く能力」の二つの観点で評価することになります。参考までに、言語を学ぶ中学校の外国語(英語科)の場合には、「外国語表現の能力」と「外国語理解の能力」と、表現と理解の内容から構成されています。



音楽科や図画工作科といった教科では、学習指導要領の内容が「表現」と「鑑賞」から示されているように、「表現」という用語の使われ方に教科としての特質が見られます。表現の能力は「技能」に関する観点と、創意工夫、発想や構想など能力に関する観点に分けて評価します。一方、鑑賞の能力は「知識・理解」に関する観点と、評価したり考えたりする能力に関する観点を一体的に評価します。

このように、学校教育法に示された学力の要素と評価の観点との関連から、観点名が変更された教科は、社会科、算数科、理科ぐらいです。ほかの教科の観点は、その教科の特質から変更されていません。

今後、学校教育法第30条第2項に示された学力の要素と、各教科の学習指導要領の目標や内容との関連を図りながら、各観点の趣旨を理解し、それにもとづいて子どもの学習状況の評価することになります。

なお、学校教育法との整合性を話題にすると、観点の順序についても課題になります。審議の過程では、観点を示す順序についての意見も出されたと聞きます。結果的には、現行の構成順になりました。最初に示された観点がより重要だといった優位性や、評価の観点は学習の順序性を示しているものではないという考えにもとづくものです。

各観点に対する考え方

「報告」には、評価の各観点について、次のような考え方が示されています。

○「知識・理解」と「技能」に対する考え方

・「知識・理解」は、これまでと同じようにこれからの学習や生活において基盤として活用される知識や、重要な概念などの理解状況の評価するものです。

・「技能」は、例えば、算数では式やグラフに表したり、理科では観察・実験したことを記録したりすることを評価するとしています。

○「思考・判断・表現」に対する考え方

評価に当たっては、思考・判断したことを論述、発表や討論、観察・実験

とレポートの作成など、言語を中心とした活動を積極的に取り入れることを奨励しています。言語だけでなく、式や図、グラフ等に表現しているところを評価することも大切です。

今後、本観点の評価に当たって、思考力、判断力、表現力の個々の能力をどのようにはぐくむかということとともに、それぞれの能力をどのように評価し、思考力、判断力、表現力の総体をいかに総合的に評価するかが課題になります。

なお、「報告」では、文部科学省が実施している全国学力調査の、いわゆる「〔活用〕に関する問題」のような問題を用いて評価する方法もありますが、一定の時間内に解決できるかどうかを評価することではないと警鐘しています。

○「関心・意欲・態度」に対する考え方

各教科に位置づいている「関心・意欲・態度」の観点の評価については、小学校で約40%の教師が実施の難し

表:各教科の観点の新旧対照(下線は変更点)

	改正	現行
国語	国語への関心・意欲・態度 話す・聞く能力 書く能力 読む能力 言語についての知識・理解・技能	国語への関心・意欲・態度 話す・聞く能力 書く能力 読む能力 言語についての知識・理解・技能
社会	社会的な事象への関心・意欲・態度 社会的な思考・判断・表現 観察・資料活用に関する技能 社会的な事象についての知識・理解	社会的な事象への関心・意欲・態度 社会的な思考・判断 観察・資料活用に関する技能・表現 社会的な事象についての知識・理解
算数	算数への関心・意欲・態度 数学的な考え方 数量や図形についての技能 数量や図形についての知識・理解	算数への関心・意欲・態度 数学的な考え方 数量や図形についての表現・処理 数量や図形についての知識・理解
理科	自然現象への関心・意欲・態度 科学的な思考・表現 観察・実験に関する技能 自然現象についての知識・理解	自然現象への関心・意欲・態度 科学的な思考 観察・実験に関する技能・表現 自然現象についての知識・理解
生活	生活への関心・意欲・態度 活動や体験についての思考・表現 身近な環境や自分についての気付き	生活への関心・意欲・態度 活動や体験についての思考・表現 身近な環境や自分についての気付き
音楽	音楽への関心・意欲・態度 音楽表現の創意工夫 音楽表現の技能 鑑賞の能力	音楽への関心・意欲・態度 音楽的な感受や表現の工夫 表現の技能 鑑賞の能力
図画工作	造形への関心・意欲・態度 発想や構想の能力 創造的な技能 鑑賞の能力	造形への関心・意欲・態度 発想や構想の能力 創造的な技能 鑑賞の能力
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度 生活を創意工夫する能力 生活の技能 家庭生活についての知識・理解	家庭生活への関心・意欲・態度 生活を創意工夫する能力 生活の技能 家庭生活についての知識・理解
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度 運動や健康・安全についての思考・判断 運動の技能 健康・安全についての知識・理解	運動や健康・安全への関心・意欲・態度 運動や健康・安全についての思考・判断 運動の技能 健康・安全についての知識・理解

さを指摘しています。しかし、次のような背景や理由から引き続き実施することになりました。

- ・教育基本法（第6条）に、「自ら進んで学習に取り組む態度を高めること」が規定されていること。
- ・学校教育法や学習指導要領（総則）に学力を構成する要素の一つとして示されていること。
- ・わが国の子どもたちは学習意欲に欠けているという課題があること。
- ・関心・意欲・態度をはぐくむことが知識や技能を定着させことや、思考力、判断力、表現力などの能力を育成することにつながる。

本観点の評価に当たっては、子どもの発言や行動などの観察、レポートの作成や発表などをおして評価することを重視するとしています。発言の回数などで評価することは望ましくありません。授業中の子どもの学習状況を観察しながら、その結果を指導（授業改善）に生かすことは他の観点と同じです。しかし、本観点の評価結果を記録するとき、すなわちA・B・Cで評定するときには、少なくとも単元や題材ごと、学期ごとなど長い時間のなかで実施することが求められています。情意的な性格をもっている「関心・意欲・態度」の観点の評定は、「思考・判断・表現」と同様に、短期間で評定することが馴染まないからです。

指導要録はどう変わるか

これまでも学習指導要領が改訂されると、学習評価の考え方が確認され、指導要録についても改訂されました。指導要録には、外部に対する証明機能と、指導の過程や結果の概要を記録し、その後の指導に役立てるといった機能があります。指導要録が「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」の二つから構成されることはこれからも変わりません。

こうした役割をもつ指導要録は、学校の設置者が様式を決定し、作成することが定められています。小学校や中学校は、市（区、町、村）教育委員会が、県立学校は県（都、

道、府）教育委員会が、校種ごとの指導要録の様式を決定します。

ここでは、「指導に関する記録」に焦点を当てて、特に改訂されたところを中心に解説します。

○各教科の学習の記録

まず、「各教科の学習の記録」についてです。ここでは、これまでのように、「観点別学習状況の評価」と「評定」の結果を記録します。「観点別学習状況」については、「おおむね満足されると判断されるもの」をBとし、それを越える「十分満足されると判断されるもの」をA、さらに「努力を要するし判断されるもの」をCと記録します。「評定」については、目標に照らして「3・2・1」で記録します。その際、学習評価の結果について学年等ごとに段階ごとの割合を公表することも考えられるとしています。このことは、あらかじめ一定の割合を定めて児童生徒を割り振るものではありません。

「関心・意欲・態度」の観点については、その学習状況が目に見える形で具体的に現れにくいことから、評価・評定することが困難であるという指摘があります。そのため、審議の過程では「『十分満足できる』と判断できる場合だけ記録してはどうか」とか「加点要素として位置づけてはどうか」といった意見も出されたようです。今後、各学校では、「関心・意欲・態度」の指導とともに、評価の方法について検討することが課題になります。

○「外国語活動」の評価

小学校では新たに「外国語活動」の時間が高学年に設けられました。この時間の評価は、これまで実施してきた「総合的な学習の時間」と同様に、文章の記述による評価を行います。数値による評価は行いません。

その際、「評価の観点」をどう設定するかが課題になります。評価の観点は、目標を構成している要素と一体ですから、学習指導要領の「目標」に示されている、言語や文化に関する体験的な理解、コミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことをもとに、各学校が観点を設定することになります。

○総合的な学習の時間

現在の評価のあり方は維持されますが、特に次の事項に配慮する必要があります。

- ・各学校が設定した目標や内容を踏まえて評価の観点を設定すること。
- ・具体的な学習状況を想定した評価規準を設定すること。
- ・学習指導要領に新たに例示された育てようとする資質や能力、態度の視点到に配慮すること。

○特別活動

各学校においては、学習指導要領に新たに示された各活動や学校行事の目標を踏まえて、評価の観点を設定し、それを指導要録に記載します。その観点到に照らして評価します。子どもの優れた活動など具体的な事実は「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記載します。

○行動の記録

これまでの様式には、「基本的な生活習慣」「健康・体力の向上」「自主・自律」「責任感」「創意工夫」「思いやり・協力」「生命尊重・自然愛護」「勤労・奉仕」「公正・公平」「公共心・公德心」の10項目が文部科学省から示され、設置者はこれらに準じて設定していました。

これからも、改正された教育基本法（第2条）や学校教育法（第21条）、学習指導要領の趣旨、及び国や都道府県教育委員会等の示す参考例を踏まえて、設置者が「行動の記録」の項目を設定することになります。この場合にも、各学校が自校の教育目標や子どもの課題などを踏まえて、独自に項目を追加することができることは従来と同じです。

○総合所見及び指導上参考となる諸事項

この欄の記載の考え方や内容については従来と変わりません。今回も重視されていることは、子ども一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを記載することです。これは「個人内評価」といわれるもので、これまでも実施されてきました。

観点別評価や評定を行う際の目標や評価規準は、子どもにとって他者である教師や学校側にあります。それに対して、個人内評価を行う場合

の評価規準は、一人一人の子どもの側にあります。子どもを継続的に観察・理解し、成長の変容を見とどけることが求められます。

今回の学習評価の基本的な考え方においては、学校等の創意工夫を生かす現場主義の考え方が一層重視されています。また「報告」には、指導要録の「参考様式」が示されていません。指導要録の様式を決定する際には、文部科学省からの「通知」に示されている「参考様式」を参考にします。しかし、それぞれの市（区、町、村）教育委員会がバラバラなものを作成することにならないように都道府県のレベルである程度そろえることを求めています。

今後の各学校の課題は何か

早急に取り組みなければならない課題は、これからの学習評価の考え方について、校内で共通理解を深めることです。そのためには研修の機会を設ける必要があります。

その際、どこが変わったかだけでなく、どこは変わらないのか。「不易と流行」の観点から、しかも実際の授業場面を想定しながら理解を深めたいものです。特に「思考・判断・表現」や「関心・意欲・態度」の観点の評価については、指導方法をどう改善するかということと一体に考えることが大切です。「思考・判断・表現」に関する観点の評価規準の示し方についても、早急に研究を深める必要があります。

文部科学省では、この7月に都道府県等教育委員会の担当者を対象

に、学習評価についての全国説明会を予定しています。

次に、各教科等の評価規準を作成することです。新学習指導要領の目標や内容を踏まえることはもとより、来年度から使用される新しい教科書の教材や題材に合わせて作成します。また、各教科の観点の趣旨を示した「参考資料」を参考にします。来年度の小学校の教科書は、各教育委員会において遅くとも8月末までには決定されます。

これまでも評価規準の作成という作業は行われてきましたが、多くの時間と労力を費やして作成してきました。にもかかわらず、有効に活用されていないという現状が見られます。そこには作り方に問題がありそうです。やはり、いつでも、だれでも使えるような、簡便なものにする必要があります。評価規準の作成が目的化しないよう、評価規準のあり方や作成の仕方についても議論することが大切です。

例えば、教師の負担を軽減するために、学校として作成する評価規準は単元や教材のレベルでとどめ、各単位時間は授業者に委ねるなどの工夫が考えられます。また、同じ教科書を使用する近隣の小学校と協力・分担して、単元計画や評価規準を作成する方法もあります。このことによって、評価規準の妥当性と信頼性を高めることができます。評価規準づくりに組織的に取り組むと同時に、使える評価規準にすることが重要です。

また本年度は、平成23年度に向けて、新しい通信簿を作成すること

も課題になります。各教科ごとに設けられている評価項目や行動の記録の項目を見なおす必要があります。校内で、通信簿の記載方法についても共通理解を図っておくこととよいでしょう。

さらに大切なことは、これからの学習評価の考え方や方法などについて、保護者や子どもたちに説明し、共有することです。保護者会やPTAの会合の場、学校通信や学年だよりなどを有効に活用します。評価の結果だけでなく、事前にも説明することは、これから学校や教師が実施する評価結果に対して、信頼性を維持・確保するうえで重要なことです。

説明する際に、「目標に準拠した評価を実施する」「観点別評価を行う」「評価規準にもとづいて評価する」などと言っても、多くの保護者は理解することができないでしょう。誰にでもわかる言葉で、できるだけ事例をそえながらわかりやすく説明することが重要です。合わせて、不明なことについてはいつでも質問できるような体制をつくっておきます。



参考・指導要録の変遷

○昭和53年版学習指導要領にもとづく指導要録（昭和55年改訂）

ここでは、各教科の観点に共通して「関心・態度」が新たに設けられ、観点の最下位に位置づけられました。

○平成元年版学習指導要領にもとづく指導要録（平成3年改訂）

保存期間の違いから、様式が「学籍に関する記録」（20年間保存）と「指導に関する記録」（5年間保存）が別々に編製されました。「各教科の学習の記録」に示されていた「関心・態度」の観点が「関心・意欲・態度」に改められ、最初に位置づけられました。評価の観点が、基本的には「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現（又は技能）」「知識・理解」の四つから構成されました。

各教科の評価は、「観点別学習状況評価」を基本とし、

それを補完するものとして「評定」と「所見」が位置づけられました。低学年の「評定」が廃止されました。

観点別学習状況は、絶対評価で実施するとされました。評定は相対評価で実施しますが、予め一定の比率を定めて機械的に割り振ることがないように留意することと示されました。

○平成10年版学習指導要領にもとづく指導要録（平成13年改訂）

各教科の評価に関して、観点別評価と同様に、評定についても絶対評価で実施するようになりました。分散していた「所見」の欄が削除され、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄が設けられ、一括して記載するようになりました。

「総合的な学習の時間」の創設に伴って、評価の欄が新たに設けられました。

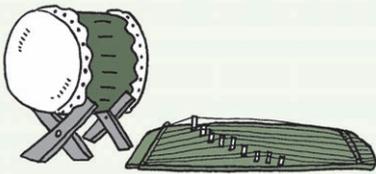


教科のまど 和楽器

音楽科の学習指導要領には、5・6年で楽器による表現活動を行う際
に選択する旋律楽器として、電子楽器
や和楽器、外国に伝わる楽器が例
示されています。和楽器が示されて
いるのは、演奏することをとおして、
基礎的な表現能力を身につけるだけ
でなく、わが国や郷土の伝統や文化
を尊重し、継承・発展させようとする
態度を養うことをねらっています。

子どもたちに身近なところに見ら
れるわが国固有の楽器（和楽器）に
は、太鼓や鼓、箏、三味線、横笛や
尺八などがあります。これらのなか
から、子どもたちの興味・関心や発
達段階を踏まえ、学校における楽器
の整備状況を考慮して選択します。
多くの小学校では、大太鼓や小太鼓、
箏が取り上げられています。

和楽器に対する興味や関心をもた
せるためには、音の強弱の出し方だ
けでなく、和楽器の扱い方や保存の
仕方、音が出る仕組み、地域の行事
や祭りなどで使われていることにつ
いても話題にするとよいでしょう。



授業のスキル・アップ・コーナー テストの返し方

ペーパーテストは、単元末などに実
施され、子どもの学習状況を確認（評
価）するために活用されています。テ
ストに取り組んだ子どもたちは、その
結果がどうだったかに高い関心をも
っています。テストを忘れたところに返す
のではなく、できるだけ早く採点し、
返却します。返すときには、次のよう
な配慮が必要です。

教師が一人一人の子どもに直接手渡
します。子どもに配らせることは個人
情報保護の観点からも望ましくありま
せん。渡すときには、テスト用紙がそ
の子どもから見えるようにし、「頑張
ったね」などの励ましの言葉とともに、
誤った問題に対しては再指導やアドバ

イスをし、再挑戦させます。つまずき
を早期に解決させるように促します。
解き方のヒントや次の課題をテストに
朱書きする方法もあります。

テストの結果をどう生かすか。この
ことは、子どもだけでなく、教師にも
求められています。テストの返し方一
つにも、子どもたちに対する教師の姿
勢が表れます。



教育キーワード 教科書の採択

本年度は、平成23年度から使用さ
れる小学校の教科書を新たに採択する
時期です。教科書を採択する権限は、
公立小学校の場合、設置者である市区
町村の教育委員会にあります。

教科書の採択手順は、教科書無償措
置法に定められています。

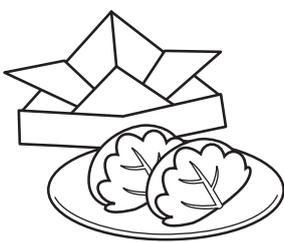
- ・都道府県の教育委員会は、予め教科
用図書選定審議会の意見を聞き、そ
の結果をもとに市区町村教育委員会
に指導・助言します。

- ・市区町村の教育委員会は、調査員や
選定委員等の意見をもとに、使用す
る教科書を決定します。採択する地
区が複数の市町村にまたがる場合に
は、地区内の教育委員会が協議して
同一の教科書を採択します。

- ・本年度の採択は、8月31日までに
行われます。

採択の期間には、教科書展示会が開
催されますから、誰でも教科書の内容
を検討することができます。

学級通信に使える今月のイラスト



こどもの日



つばめ

編集 後記

3月末に「児童生徒の学習評価の在り方につ
いて(報告)」が中教審より公表されました。これを受
け、北先生に「これからの学習評価と指導要録」に
ついて、ページ数を大幅に増やして詳説していただき
ました。予定の発行日を早めてお届けします。(H記)



企画・編集 **ぶんいち**教育研究所
発行：株式会社文溪堂 発行日：2010年4月20日

Information (PR)

平成22年度 **ぶんいち**テスト 「ピッタリのテスト」が選べます

A 基礎・基本
A 基礎・基本
N 活用力
N 活用力

Nテスト
新発行

絶対評価
国語N
読解力
活用能力
4+1

絶対評価
算数N
活用能力
活用能力
6+1

絶対評価
理科N
活用能力
活用能力
4+1

絶対評価
社会N
活用能力
活用能力
4+1

基礎・基本 + 活用力